

1

はじめに

このパンフレットでは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の考え方としくみについて説明しています。土壤汚染対策法は、土地の土壤汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときにその汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように土壤汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めている法律です。

平成14年に土壤汚染対策法が成立してから、世の中で土壤汚染に対する関心は高まり、いろいろな課題が明らかになりました。



そこで、これらの課題の解決に向け、①調査のきっかけを増やす、②健康リスクの考え方を理解してもらう、③汚染土壌をきちんと処理してもらう、ことを目的として、平成21年4月に土壤汚染対策法の改正法が成立し、平成22年4月から改正法が施行されました。

その後、法の施行状況及び見直しの検討が行われ、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月1日に施行され、第2段階は平成31年4月1日に施行されました。

土壤汚染対策法の歩み

